

高岡古城公園応援隊規約

(名称)

第1条 この会の名称は高岡古城公園応援隊（以下「応援隊」という。）とします。

(目的)

第2条 高岡古城公園（以下「古城公園」という。）でボランティア活動をされる方々が、楽しみながら活動しやすい場づくりを提供することで、古城公園への愛着や親しみをより一層、深めていただくことを目的に応援隊を結成します。

(事務局)

第3条 応援隊の事務局は高岡市役所内に置きます。

2 事務局は、隊員の活動しやすい環境づくりに努めるものとします。

(活動内容)

第4条 応援隊の活動は、次のとおりとします。

- (1) 清掃活動（ゴミ拾い、落ち葉掃き、除草、害虫駆除などをしていただける方）
- (2) 堀の外来種駆除活動（市が実施する堀の外来種駆除の実施日に参加いただける方）

(入隊手続)

第5条 応援隊に入隊を希望する方（以下「入隊希望者」という）は、事務局へ高岡古城公園応援隊申込書（以下「入隊申込書」という）を提出します。

2 入隊希望者は、入隊の申込に当たり、次に掲げる事項に同意していただきます。

- (1) 事務局が隊員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定する為に必要な情報を名簿に登録すること。
- (2) 応援隊の運営上必要な場合に限り、事務局が前号の隊員情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入隊を承認しないことがあります。

- (1) 入隊申込にあたり、虚偽の内容があった場合
- (2) 入隊希望者が、暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、または宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動その他これらに類する活動を行う者である場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、入隊を承認しない正当な事由がある場合

4 事務局は第1項の入隊申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、入隊が適正と認める場合は、当該入隊希望者に対して、隊員証を発行します。

5 事務局は活動の成果が確認できた場合、グレードアップ隊員証を発行します。

6 隊員は隊員証の、他人への転売、貸与又は譲渡をしてはなりません。

(隊員の種別)

第6条 この規約において「隊員」とは、応援隊の目的に賛同し、この規約を承諾し、入隊手続を完了した方をいいます。

2 隊員は、入隊後、古城公園で清掃活動を5回行う、又は、堀の外来種駆除に1回参加するとグレードアップ隊員証が発行されます。ただし、入隊前から古城公園のボランティア活動をしていると認められる方は、入隊手続きをもってグレードアップ隊員証を発行することができます。

3 隊員は、古城公園の環境美化に努めることとし、活動を行ったときは、三の丸茶屋内に設置してある活動記録簿に活動（日付と氏名又は会員 No. 及び活動内容）を記録します。

(会長)

第7条 応援隊の隊長は高岡市長とします。

(入会金及び会費)

第8条 応援隊の入会金及び会費は無料とします。

(隊員の届出義務等)

第9条 隊員は入隊申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局へ速やかに届け出ることとします。

(隊員資格の喪失)

第10条 隊員が事務局に対して退会届を提出したときは、当該隊員は隊員資格を喪失します。

2 事務局は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該隊員の隊員資格を取り消すこととします。

(1) 第5条の各号に掲げる行為を行ったとき。

(2) 入隊申込書に虚偽の記載があったとき。

(3) 隊員の登録住所・電話番号・メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合又は既に使われていない等の理由により連絡を取ることが不可能なとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、事務局が隊員として不適当であると判断したとき。

(損害賠償)

第11条 事務局は、応援隊の活動で生じた隊員の損害、隊員同士又は隊員と第三者との間で生じた問題及び損害等の全てに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

(規約の変更)

第12条 事務局は、応援隊の運営上必要が生じ、規約を変更した場合は市ホームページへの掲載等の方法により、隊員に対して変更内容を周知することとします。

附 則

この規約は、令和7年4月28日から施行する。